「第59回商工会全国大会」の決議に関する陳情書

全国商工会連合会福島県商工会連合会

議員

殿

全国商工会連合会 会 長 森 義 久

福島県商工会連合会 会長 轡田 倉治

「第59回商工会全国大会」の決議に関する陳情書

本年5月、小規模企業振興基本法に基づき策定された小規模企業振興基本計画が、5年に1度の改定期を迎え、小規模事業者の持続的発展に加え、地域の持続的発展も重要であることが盛り込まれました。また、中小・小規模事業者自身が自然災害等のリスクを認識し、事業活動への影響を踏まえ、事業継続力を強化するための計画を認定する制度、あわせて事業者の計画策定を商工会が支援するとともに、商工会自身も市町村と連携し事業継続力強化支援計画を策定することが盛り込まれました。そうした状況の中、本年度発生した大雨、暴風雨、台風などの相次ぐ自然災害は、想定を上回る甚大な被害をもたらし、全国の中小・小規模事業者が自然災害等のリスクにさらされていることが改めて浮き彫りとなりました。

地方創生や地域再生の最前線に立ち、地域の活性化に大きな役割を果たすのは中小・小規模事業者であります。政府においては、被災した中小・小規模事業者を含む、全国の中小・小規模事業者が「今」必要とする大型の経済対策を実施し、全国津々浦々の中小・小規模事業者が「国は中小・小規模事業者政策に本気で取り組んでいる」と感じられる対応を要望します。商工会としても、「会員と地域あっての商工会」という認識のもと、中小・小規模事業者が「今」必要としている支援を継続的に提供する伴走型支援に組織をあげて取り組むこととあわせて、被災地を始めとした地域の活性化につながるあらゆる事業・活動を実施していく所存です。そのためにも、地域の事業者を支援し、連携し、地域の維持発展の先陣に立つ商工会に対し、商工会組織の支援体制整備に係る予算も拡充していただけるよう要望します。

また、中小・小規模事業者が新規顧客を開拓するためには、時間と労力、資金の面で負担が大きいことから、既存顧客を中心に営業活動が行われているのが実情であります。しかし、人口減少に伴う人手不足や消費人口の減少、生産性向上への対応なども必要であり、新規顧客獲得のための販路開拓はこれまで以上に必要不可欠となっています。中小・小規模事業者の販路開拓を商工会組織として支援するための補助制度の創設、刻々と変化する経営環境に対応していくための事業環境の整備を強力に推進するよう要望します。

商工会においても組織力を強化し、その組織力をもって、国の施策情報等が全事業者へくまなく行きわたるよう対応するとともに、全国の中小・小規模事業者の持続的な発展にむけて各種事業を積極的に実施していく所存です。

ここに、青年部・女性部を含めた全国100万会員の英知と総力を結集し、当面の重要課題の早期解決を図るとともに、さらなる躍進を期するため、11月21日(木)、商工会及び青年部・女性部の代表者約3,000名が一堂に会し開催した「第59回商工会全国大会」において、次の6項目を決議いたしました。

つきましては、全国100万会員の総意をご賢察いただき、要望実現のための格段のご支援・ご協力を賜りますようここに強く要請いたします。

- I. 中小・小規模事業者が主役の大型経済対策の実施
- Ⅱ. 被災地域への継続支援とリスクに備えた経営支援の強化
- Ⅲ. 中小・小規模事業者の持続的発展に資するための支援強化
- IV. 多業種連携の推進や販路開拓支援等による地方経済の活性化
- V. 消費税率の引き上げ・軽減税率への対策をはじめとする事業環境の整備
- VI. 地域唯一の経済団体としての商工会の組織力強化

「第59回商工会全国大会」 の決議の具体的内容

I. 中小・小規模事業者が主役の大型経済対策の実施

1. 小規模事業者に寄り添った支援の大幅拡充

昨今の我が国経済は緩やかな回復基調にあるものの、消費税率の引き上げや多発する 自然災害、更には、先行き不透明な国際経済動向などの影響により、年末を控え、景気 の腰折れが懸念される。今後更に少子高齢化や人手不足の進行が予想され、中小・小規 模事業者は最低賃金の引き上げや働き方改革への対応も迫られることとなる。

地域雇用の担い手でもある中小・小規模事業者が持続的に成長・発展を遂げ、地域経済の再生に貢献していくためにも、中小企業、とりわけ小規模事業者に焦点を当てた大型の経済対策を講じるとともに、補正予算と当初予算を一体となって運用するよう要望する。

(1) 小規模事業者持続化補助金の継続実施と予算の拡充

小規模事業者自らが経営計画を策定し、その計画に基づく持続的な事業展開を支援する「小規模事業者持続化補助金」は、小規模企業政策の中核を担い、小規模事業者にとってもっとも身近で活用しやすい補助金として認知されつつある。これまでにも数々の成果をあげているが、全小規模事業者に占める利用小規模事業者割合はいまだ低く、事業の継続実施に加え、大幅な予算拡充を図ること。

また、本補助金を活用し、更なるステップアップを図る企業は、次代の地域を牽引していく企業となることから、成長志向型の事業者に対し、対象となる企業規模の拡大や補助単価の引き上げ等の支援策を創設すること。

(2) 海外に販路を求める成長志向型の小規模事業者を支援する海外展示会開催事業の創設

人口減少等に伴い、日本国内のマーケットは縮小傾向にあることから、これまで以上 に海外へ販路を求める小規模事業者は増加していくことが予想される。海外展開にチャ レンジする成長志向型の小規模事業者へ、最初のテストマーケティングの場、海外マー ケットに直に触れる機会を提供する海外展示会開催事業を創設すること。

Ⅱ.被災地域への継続支援とリスクに備えた経営支援の強化

1. 被災事業者や被災地域の早期復興支援の強化

東日本大震災・熊本地震・西日本豪雨等により被害を受けた中小・小規模事業者への支援の継続を要望する。特に、令和元年度の豪雨・台風被害については、11月7日に取りまとめられた「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」を最大限活用し、商工会組織を挙げて被災地支援を実施する。また、今後、被害の実態が明らかになるにつれて顕在化する課題の解決に必要な支援策については、国や関係各所へ意見具申することとする。

(1)被災事業者向けの補助金等による早期支援

被災した中小・小規模事業者の復旧・復興は長い期間がかかるうえ、令和元年度の自然災害は被害が広範囲にわたり、支援活動についても多くの人員と多額の費用を要することから、被災事業者向け小規模事業者持続化補助金、グループ補助金の実施に加え、中小・中堅企業の事業再建に向けた建物・設備・機器等への投資を支援する新たな補助制度の創設等を早期に実施すること。

また、復興支援フェアの開催等による中小・小規模事業者の販路開拓支援、観光関連 産業等に係る風評被害対策等、万全の支援策を講じること。

さらに、被災事業者への金融支援として、既往債務買取り等による二重債務問題への 対応を実施するとともに、直接・間接被害を受けた中小・小規模事業者に対する融資制 度である災害マル経等の拡充及び震災復興特別貸付等を早期に創設すること。

加えて、被災事業者の所得税・法人税・消費税等の申告手続きの延長及び簡素化等を実施すること。

(2) 被災事業者への既存支援策の継続

東日本大震災の既往債務買い取り等による二重債務問題への対応等、大規模災害から の復興に向けた環境整備について支援を継続すること。

また、東日本大震災・熊本地震・西日本豪雨による直接・間接被害を受けた中小・小規模事業者に対する融資制度である災害マル経及び震災復興特別貸付等の取扱期間の延長を行うこと。

(3) 風評被害への対応の継続・強化

被災地域における風評被害は長期化・深刻化しており、特に農林水産業、食品加工業、 観光業に大きな影響を及ぼしていることから、風評被害払しょくのためのPRのほか、商 品開発・販路開拓支援、観光誘客に関する支援策の一層の強化を図ること。

2. 被災商工会等への復興支援の継続実施

福島第一原発事故等の後、地域経済の再興支援を実施している商工会の復興支援員が果たす役割は大きく、引き続き復興支援員の配置を行うよう要望する。地域の中小・小規模事業者のよりどころであり支援の中心となるべき商工会館が未修繕・未整備となっている地域もあることから、引き続き被災商工会館の修繕・整備に係る予算措置を要望する。また、商工会地区での発災時に所管行政区を越えて支援を行えるよう、被災地応援体制の整備を図るよう要望する。

(1) 商工会等の復興支援員配置事業の継続実施

福島第一原発事故からの地域経済の再興支援に取り組む中で、特に地域の小規模事業者に対する支援を実施している商工会の復興支援員が果たしている役割は重要であることから、福島県における商工会等の復興支援員配置事業については、十分な予算確保の上、継続実施すること。

(2) 商工会館の復旧に対する支援の継続

東日本大震災で被災した商工会館の一部、令和元年の大雨・台風で被災した商工会館の一部は、いまだ修繕・整備には至っていないため、支援拠点である商工会館の復旧にかかる予算措置を継続実施すること。

(3)被災地応援体制の整備

商工会地区で災害が発生した際、都道府県を超えて、速やかに事業者支援が行えるよう、非常時の被災地応援人員(平時は通常の経営支援業務に従事)を配置すること。

3. リスクマネジメントのための事業継続力強化支援計画の策定・実行支援

事業継続を支援するため、BCPや事業継続力強化計画等の事前対策に関する普及啓発・ 策定支援を活用しながらリスクマネジメント支援を推進・強化する。

中小・小規模事業者に自然災害等による甚大な被害が発生した際、事業活動の継続や早期復旧を図るため、商工会が市町村と共同で計画を策定し、都道府県知事が認定する事業継続力強化支援計画の仕組みが構築された。全商工会が早期に認定を受けることができるよう計画策定支援及び実行支援のための予算措置を講じるよう要望する。

また、中小・小規模企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する事業継続力強化計画においては、小規模事業者向けの簡易な枠組みの早期 実現を図るよう要望する。

Ⅲ.中小・小規模事業者の持続的発展に資するための支援強化

1. 小規模事業者の経営力強化支援の推進

商工会が引き続き地域で唯一の経済団体として、地域の経済・産業・生活・雇用に欠くことのできない中小・小規模事業者の支援を継続することは、日本経済の活力増進に結び付くことである。商工会の小規模事業者に対する伴走型支援においては、商工会が作成し認定を受けた経営発達支援計画に基づく事業を着実に実行できるよう、計画認定

商工会数にあわせた十分な予算措置と人員体制の強化を要望する。

また、喫緊の課題は単年度で解決できるものではないことから、毎年度の予算に左右されることなく支援を継続するために小規模企業対策費の基金化の早期実現を要望する。

(1) 伴走型小規模事業者支援推進事業の大幅拡充

経営発達支援計画の認定計画数は年々増加しており、商工会が伴走型で小規模事業者に支援を行う経営発達支援事業の着実な実行を図るとともに、県連合会が商工会の取り組みを広域的に、かつ、効率的に支援するため、経営発達支援事業の遂行のための十分な予算措置を行うこと。特に、全国の商工会がより効果的に伴走型支援を展開できるよう、伴走型支援事業に専従するための人員を各県連に早期に配置すること。

(2) 経営発達支援計画に基づく小規模事業者の経営支援の推進

各商工会が策定した経営発達支援計画にのっとり、小規模事業者の経営計画の実行、 進捗管理、成果を効率的に把握するため、ITを活用した仕組みを導入するとともに運用 するための予算措置を行うこと。

(3) 商工会・県連の支援力を向上させるための人材育成及び体制整備の充実

中小・小規模事業者と対話を重ね支援にあたる経営指導員等の支援力が商工会組織全体の支援力と同義であることから、新たな知識を商工会・県連職員が取得するための支援能力向上のための資質向上対策手当を創設するとともに、地方財政措置の大幅な拡充や経営指導員等補助対象職員の設置基準の見直しによる支援体制の抜本的強化を図ること。また、ベテラン指導員等によるOJT型の実践的な研修を行うスーパーバイザー派遣事業を継続実施するための予算拡充を行うこと。

加えて、一定の実務経験を積んだ経営指導員については、中小企業診断士養成課程の研修期間を短縮するなどの特例措置を講じること。

(4) 安定的・継続的な事業実施に向けた小規模企業対策費の基金化

経営発達支援計画など中長期の計画に基づき行われる伴走型支援の実効性を高めるため、商工会が複数年度にわたって安定的かつ継続的に事業が実施できるよう小規模企業対策のための基金を早期に造成すること。

2. 地域を支える小規模事業者の事業承継支援・創業支援の強化

経営者及び後継者の年齢を踏まえた適切な時期に事業承継を行うためには、事業承継の早期対策の重要性の気づきを促すことが重要である。事業承継に要する期間や活用で

きる制度等の周知をはじめ、計画的な事業承継、第二創業に取り組むきっかけや検討する機会を提供する広範な支援体制の一層の拡充・高度化を図るよう要望する。

併せて、地域において多様な形態での創業が促進されるよう支援策の大幅拡充を要望する。

(1) 個人保証脱却・政策パッケージの着実な実行

円滑な事業承継を阻害する現経営者と後継者双方への個人保証を求めることがないよう「経営者保証ガイドライン」の見直しを図るとともに、経営者保証を不要とする新たな信用保証制度の創設等の個人保証の脱却に向けた総合的な対策を着実かつ早期に実施すること。

(2) 事業承継補助金の継続・拡充

事業承継や事業再編等を契機として経営革新や事業転換等を支援する事業承継補助金 の継続・拡充を図ること。

(3) 事業承継支援体制の大幅強化

事業承継ネットワーク事業及びプッシュ型事業承継支援高度化事業の拡充を図り、事業承継支援体制の強化を図ること。

(4) 第三者承継を促進するための税制措置の創設

法人版及び個人版の事業承継税制の拡充・創設に続く第3弾の措置として、後継者不在の中小企業について、株式・事業の譲渡やM&Aを通じた親族以外の第三者承継を促進するための税制措置を創設すること。

(5) 中小・小規模事業者の再チャレンジ制度の創設

日本では一度でも会社経営に失敗すると銀行借り入れ等が困難になるため、再チャレンジが難しいと言われている。しかし携わった事業分野に関する経験とノウハウ、人脈、失敗経験を踏まえた事業戦略や市場分析などを体得しており、新規起業に比べ早期事業化の可能性を秘めている。日本における起業率の向上にも資することから、再チャレンジする経営者を金融・税務の面から支援する制度を創設すること。

(6) 創業支援の抜本的拡充・強化

地域経済に新たな活力をもたらすためには、創業を促進することは欠かすことができない。地域において年齢・性別を問わず多様な担い手による創業を支援するため、創業支援等事業者補助金の継続・拡充はもとより、創業補助金の再予算化や創業融資制度の更なる金利引き下げ、税制措置等の支援策の抜本的拡充・強化を図ること。

Ⅳ. 多業種連携の推進や販路開拓支援等による地方経済の活性化

1. 多業種連携等による地域のブランド化の推進

地方創生を更に推し進めるため、商工業者が業種の垣根を越え地域に根差した農林漁業者等との積極的な協働・協業を図り、新サービスや新商品の開発、業務のアウトソーシングによる効果的な業務改善等を図ることができる施策を要望する。

(1) 地域単位での多業種連携の推進と活用できる政策の拡充

小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業等を継続実施し、商工業者と地域に 根差した農林漁業団体等との積極的な協働による新商品開発、観光インバウンド、ビジ ネスマッチング、販路開拓、地域コミュニティ維持活動等を支援すること。

(2) 中小企業団体と第1次産業の団体が協働で行う販路拡大事業の創設

地域ぐるみで商工業者と第1次産業の担い手が連携して、農商工連携を通じた地域経済活性化を図るとともに、消費税率引き上げに伴う消費マインドの低下緩和策として、展示会・商談会、催事やマーケティング拠点整備、ECサイトの運営等を実施する販路開拓支援事業の予算拡充、補助率の見直しなど使い勝手の向上を図ること。

(3) 国内マーケティング拠点の整備等による販路開拓の推進

地域の新商品を販売するテストマーケティングの機能も併せ持つ商工会等が行う国内 共同販売拠点を整備し、地域産品等の販路開拓を支援すること。

2. インバウンド需要取り込み等の販路開拓に係る支援策の拡充

増加する訪日外国人旅行者の地域への誘客を促進するため、訪日外国人旅行者向けPR や食泊連携などの受け入れ態勢整備等、インバウンド需要取り込みへの重点支援の実施を要望する。

(1) 地方における外国人旅行者の受け入れ態勢の整備支援

外国語対応の案内板の設置、外国語対応の問い合わせ窓口の設置など、訪日外国人旅行者がストレスなく、快適に地域を観光し、地域で消費を促進させるための環境整備をなお一層加速させること。

(2)訪日外国人向け情報発信環境の整備

各地域を訪れた外国人がより詳細な地域情報を得るためのインターネットサイトの充実、地域情報を一元管理するサイト情報の提供等、訪日外国人が情報を取得しやすくする仕組みを構築すること。

3. 海外展開支援の強化

少人数で事業を実施する小規模事業者は、販路開拓に取り組む時間的・人的資源が限られることから、販路開拓を支援する拠点の整備等を図る必要がある。海外へ新たな販路を求める中小・小規模事業者に対する販路開拓支援として、海外での展示商談会の開催や海外バイヤーの地方への招へい等を実施できる事業環境の整備を要望する。

(1) 海外販路開拓支援の拠点整備の拡充

中小・小規模事業者の商品・サービスの想定顧客に対し、具体的かつ継続的なマーケティングを行う拠点・仕組みを構築し、海外での販路開拓を後押しする施策を講じること。

(2) 海外バイヤー・商社の招へい事業の創設

海外に新たな販路を求める中小・小規模事業者に対する販路開拓支援として、海外で 売れる商品や海外の消費者ニーズの動向を捉えるための、海外バイヤーや商社担当者の 招へい事業を創設すること。

(3) 海外販路開拓に係るテストマーケティング時の輸送コスト補助制度の創設

日本国内での自助努力によりコストカットした商品でも、海外への輸送コストを価格に上乗せすると海外製品との競争に勝つことは難しくなるため、海外への販路開拓に係る輸送コスト補助制度を創設すること。

▼. 消費税率の引き上げ・軽減税率への対策をはじめとする事業環境の整備

1. 消費税率の引き上げ及び軽減税率制度導入にかかる万全の対策の実施

消費税率の引き上げ後は、駆け込み需要が落ち着き、消費の落ち込みが予想される。 地方での需要喚起策を含めた中小・小規模事業者の経営力強化等の充実・強化が不可欠 である。消費税率の引き上げ後も消費税に関連する支援措置を継続するとともに、中小・ 小規模事業者が事業を維持・継続していくために必要な事業環境整備の拡充を要望する。

(1) 価格転嫁・軽減税率制度に対応するための支援強化

消費税率引き上げ後、増税分を転嫁できない事業者が相当数存在すること、また、軽減税率制度については中小企業・小規模事業者が十分に対応できていない状況に鑑み、 商工会等が消費税転嫁対策のためのセミナーの開催や専門家派遣で支援する事業について引き続き実施すること。

(2) 「軽減税率対策補助金」「キャッシュレス消費者還元事業」の継続実施

軽減税率制度導入後に、業務の見直しを図る中小企業・小規模事業者を支援するため、 軽減税率対策補助金を本年12月末の購入分までを対象として継続実施するとともに、 「キャッシュレス消費者還元事業」に参加を希望しながら、10月1日から消費者還元を実 を変まなかった事業者の数落。また、沈済業務の効率化な図るため、IT・沈済豊大の道

施できなかった事業者の救済、また、決済業務の効率化を図るため、IT・決済端末の導入や、キャッシュレス決済対応・ポイント制度等についても支援期間を延長すること。

(3) 軽減税率制度の抜本的な見直しの検討

軽減税率制度については、事業者の事務負担や顧客への説明責任が重く、経営環境が厳しい中小・小規模事業者の大きな負担となっているため、低所得者への還元策と併せて抜本的な見直しを検討すること。

(4) インボイス制度は廃止を含め慎重に検討

適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入は、請求書等の発行や記帳の事務負担が大きく更に増加するとともに免税事業者が取引から排除されることが大いに懸念されることから、軽減税率制度の導入後、十分な検証期間を設けたうえで制度の廃止を含めて慎重に検討を行うこと。

2. 中小・小規模事業者に対する金融・税務支援の強化

大企業に比べ金融面での支援策の少ない中小・小規模事業者にとって、従来からのマル経融資制度を維持することは事業継続を支える重要な支援施策の一つである。また、税制面における現行の特例も、活用事業者が多いことから継続実施をするとともに、更なる中小・小規模事業者の金融・税務支援の強化等を要望する。

(1)マル経制度の現状の制度内容を維持

小規模事業者向けの融資制度である「小規模事業者経営改善資金(マル経)」については、伴走型支援の重要なツールとして、小規模事業者の持続的発展を金融面から支える役割が一層増していることから、現状の制度内容を維持すること。

(2) 第三者承継を促進するための税制措置の創設

後継者不在の中小企業について、株式・事業の譲渡やM&Aを通じた親族以外の第三者承継を促進するための税制措置を創設すること。

(3) ベンチャー投資促進税制の拡充

ベンチャー投資促進税制(エンジェル税制)の対象企業の要件緩和等を図ること。

(4) 期限切れとなる租税特別措置の延長

令和元年度末で期限が切れる以下の租税特別措置の適用期限について延長すること。

- ①中小企業における交際費等の全額損金算入特例
- ②中小企業者等の少額減価償却資産の全額損金算入特例
- ③特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定に基づく登録免許税の軽減措置

(5) 外形標準課税の中小法人への適用拡大の反対

従業員への給与総額や資本金を課税対象とする外形標準課税を中小法人にも新たに適用することは、地域の雇用維持を困難にし、賃金引き上げを抑制することとなり、現在、政府が進めている働き方改革や賃金引き上げの流れに水を差しかねない。

担税力が低く資金繰りが困難な赤字中小法人に対して新たな負担を強いるばかりでなく、黒字中小法人であっても増税となることが懸念され、地域を支える中小法人の経営に多大な悪影響を与え、ひいては、地方経済を壊滅的な状況に追い込むこととなるため、中小法人への適用拡大は行わないこと。

3. 人手不足・働き方改革・生産性向上へ対応するための支援強化

中小・小規模事業者の人手不足解消に向けて、生産性の向上、外国人材の積極的活用、 働き方改革への対応は不可避となっている。

一方で、最低賃金が3年連続大幅に引き上げられたことと、深刻化する人手不足により、 企業の人件費負担は重くなっている。

人手不足等に対して、全国津々浦々の中小・小規模事業者が着実に対応するため、支援環境を万全の状態とする環境整備と支援策の強化を要望する。

(1) 最低賃金の検討にあたっては企業経営実態を十分に考慮すること

3年連続最低賃金の大幅な引き上げが実施されており、中小・小規模事業者の人件費負担が非常に重くなっていることから、最低賃金の検討にあたっては、中小・小規模事業者の経営実態を十分に考慮し慎重に対応すること。

また、企業が賃上げをできる環境を整えるため、生産性向上のための支援策の拡充を図ること。

(2) 働き方改革への取り組み及び実行のための支援策の拡充

時間外労働の改善などを推進する中小・小規模事業者を支援するための「時間外労働等改善助成金」を拡充するとともに、申請の簡素化など、中小企業・小規模事業者の負担を最小限にすること。

また、中小・小規模事業者の働き方改革を支援するため、時間外労働等改善助成金の 団体推進コースについて、抜本的な拡充及び要件の緩和をはかり、商工会に社会保険労 務士等の相談に対応する専門家を配置するなど支援体制を拡充すること。

(3) 外国人労働者の受け入れ支援

本年度から始まっている新たな在留資格制度による外国人労働者の受け入れについて、 人手不足に悩む地域の中小企業・小規模事業者が活用しやすいよう、企業の優良事例の 収集・提供等をはじめとする支援策を拡充すること。

4. 中小・小規模事業者の社会保障費の負担の軽減

厚生年金の適用拡大や医療費の増大による協会けんぽ等保険者の財政見通し等の悪化、 子ども・子育て拠出金の引き上げ等、厳しい経営環境の中小・小規模事業者への負担増 が懸念される。

中小・小規模事業者に過度な負担が生じないよう、全世代型社会保障検討会議等で慎重な検討を行うとともに、社会保障制度全般について抜本的に見直し、中小・小規模事業者の負担の軽減を図るよう要望する。

(1) 厚生年金の適用拡大について慎重に検討

厚生年金の適用拡大の検討にあたっては、事業者負担の大きさを考慮した上で、負担 が過重なものとならないよう、制度内容や施行の時期、支援措置等について慎重に検討 すること。

(2)協会けんぽ等健康保険料の引き下げ

協会けんぱへの国庫補助率を健康保険法の規定の上限である20%まで引き上げるとともに、準備金積立を抑制し保険料率の引き下げを図ること。

(3) 子ども・子育て拠出金の引き下げ

中小・小規模事業者においては、子ども・子育て拠出金の拠出金率を引き下げるなど、社会保険料全般の見直しを行い、事業主負担の軽減を図ること。

VI. 地域唯一の経済団体としての商工会の組織力強化

1. 地域経済の担い手である青年部・女性部の活動支援

商工会が全国約100万会員を引き続き強力に支援するためには、組織力の強化を図る必要がある。特に、青年部・女性部の活動を支援することは、地域の次代の担い手の育成・指導、地域の活性化につながることから、後継者育成塾、経営に関する知識習得、補助金活用、BCP策定等の資質向上に資する事業、疲弊する地域を活性化させている先進地視察や意見交換等の地域振興に資する事業など、青年部・女性部員が自ら考え企画し実行する青年部・女性部活動推進費の創設を要望する。